

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 2 年 度 第 9 回 会 議 議 事 録

- 1 日 時：平成23年1月14日（金）
午後1時30分から午後5時00分まで
- 2 場 所：京都会館 第1会議室及び第5会議室
- 3 出席者
【委員】
巽会長，濱田会長代理，藤田委員，前田委員，関川委員，湖海委員，黒澤委員
【建築審査会事務局】
本田建築指導部長，佐藤建築指導課長，和田道路担当課長，溝上建築審査課長，靱井建築安全推進課長，宮川担当課長補佐，吉田企画基準係長，山名田道路第一係長，足立道路第二係長，井本調査係長，池田係員，小山係員
【傍聴者（公開口頭審査）】
4名
- 4 議題
 - (1) 議事録の承認及び次回会議日程について
ア 平成22年第8回会議議事録の承認
イ 次回会議日程について
 - (2) 平成22年度第8号審査請求事件（左京区）に関する審議
（午後2時から午後3時まで第1会議室にて公開口頭審査）
 - (3) 平成22年度第5号及び第7号審査請求事件（右京区）に関する審議
 - (4) 同意案件に関する審議
建築基準法第43条第1項ただし書許可（納骨堂：右京区1件）
 - (5) 京都市建議について
 - (6) 全国建築審査会長会議の報告について
 - (7) 同意案件及び包括同意案件に関する報告
ア 京都教育大学付属京都小中学校における上空通路設置計画（同意案件）
イ 京都教育大学付属京都小学校における日影許可（包括同意案件）
 - (8) 包括同意案件に関する報告
ア 深草西浦住宅の駐輪場の増築に係る日影許可
イ 府営住宅小栗栖西団地の昇降機及び駐輪場の設置に係る日影許可
ウ バス停留所の上家に係る道路内建築物許可（12件）
 - (9) 同意案件に関する報告
建築基準法第43条第1項ただし書許可（その他：右京区1件，専用住宅：上京区1件）

(10) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：西京区1件，山科区1件）

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1），（4）～（9）の審議に関する会議
- ・非公開：上記の議題（2），（3）及び（10）の審議に関する会議

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成22年度第8回会議議事録の承認

結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成23年2月18日（金）の午後1時30分から京都会館で開催することとした。

(2) 平成22年度第8審査請求事件（左京区）に関する審議

平成22年度第8号審査請求事件について，事務局から説明及び資料の提示を受け，審議を行った。午後2時00分から午後3時00分まで第1会議室で公開口頭審査を行い，それを踏まえて再度審議を行った。

(3) 平成22年度第5号及び7号審査請求事件（右京区）に関する審議

平成22年度第5号及び第7号審査請求事件について，事務局から説明及び資料の提示を受け，審議を行った。

(4) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（納骨堂：右京区1件）

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について，処分庁から説明及び資料の提示を受け，審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9007	京都市右京区花園妙心寺町35番地，35番地2，35番地3	宗教法人 退蔵院 代表役員 松山英照	納骨堂

イ 審議の結果：同意

(5) 京都市建議について

ア 概要

京都市建議について，事務局から資料の提示と説明を受け，審議を行った。

イ 意見等

会長：細街路の分類として，一般的細街路，歴史的細街路，袋路となっていますが，そ

の分類で良いのでしょうか。たとえば、歴史的細街路で袋路というものはないのでしょうか。

委員：歴史的というのは、何かしらの整理のあとに付くのではないのでしょうか。

事務局：一般的に、京都らしい風情があるところについて、そのような言い方をしています。

会長：袋路は行き止まりになっている道、一般細街路というのは通り抜けが出来る道、その中でも歴史的なものについては歴史的細街路ということですね。これでよろしければ、これでもって建議したいのですが、今後の段取りについて教えてください。

事務局：市長・副市長の日程調整をした上で、会長の日程も調整させていただき、建議として御報告いただく日を決定したいと思っています。

会長：御都合がつけば、他の委員の方々にも出ていただくと、より効果が大きいと思いますので、よろしくをお願いします。

(6) 全国建築審査会長会議の報告について

ア 概要

平成22年10月27日に横浜市で開催された、全国建築審査会長会議について、事務局から資料の提示と報告を受けた。

イ 意見等

委員：素朴な質問なのですが、道路といったときに、技術的にどのように整備したら道路ということになるのでしょうか。完全に平坦に造らないと具合が悪いのでしょうか。通常、何も障害物がない平面を作る形で道路は造られていると思いますが、車が通れるようにという意味では平坦であることはプラスですが、歩くまちという観点からすると、かえってまずかったり、所有者意識ということだと抵抗があったりして、道路として機能はするけれど、完全に平坦に整備をしないということはある得ないのでしょうか。

事務局：2項後退の部分について、ということでしょうか。

委員：それが1点と、普通に道路として整備をされているところも、ペイントをただだけで車道と歩道を区別しているところも、本当の災害時等は通行を妨げないけれど、ある程度、歩行者に配慮をした形の道路というものは技術的に可能なのでしょうか。何か、法律上の要求があるのでしょうか。

事務局：建築基準法上の道路ということであれば、特にこうでなければならないということは具体的に法に定められていません。2項後退の部分についても、いわゆる空地として設ければ良いということになっており、ここに書かれているように、道路としての整備がされていないため、現状、道路突出等の問題が起こっています。

委員：後退した部分というのは認識できて、ある程度道路として機能するけれども、後退する前の線が分かるような形での整備というものはあり得ないのでしょうか。

事務局：敷地境界線は、逆に分かるようになっています。

委員：道としてしか使えないけれども、真っ平らではないので、ある程度識別できるような形での整備というものは、ごくテクニカルな次元であり得るのではないかと思います。

ます。

事務局：もちろんあると思います。2項道路は、幅員4メートル未満のものを、最終的には2メートルずつ後退して4メートルにしていこうというみなし道路ですが、この時に、建築基準法は、2メートル後退して空間を空けなさいという記述にしかなくておらず、現実、物を置くことや既存部分の側溝が残って後退している部分があるため、逆に段差ができて危ないといったような色々な問題が起きています。当然先生のおっしゃるように、色違いでも危なくなければ問題ないと思いますし、また、突出がしにくい状態を工夫できたら良いと思います。

委員：私はむしろ逆で、段差などを残すことにすれば、所有者の抵抗が少なくなるかもしれないし、車がスピードを出して通り過ぎるというような問題もクリアにできるのではないかと思います。今は完全に平らにしてペイントをしたり、余裕があれば、縁石を作ったりということになると思いますが、もう少し中間的なソリューションというのはないのでしょうか。

事務局：花壇ほど高くなったらいけません、当然それはあると思います。一番不安なのは、後退したにも関わらずまた突出されることなので、これについては何らかの対策を考えなければならないと思っています。

以上の審議を終えたところで、閉会時間となったため、予定していた(7)～(10)の議題については、次回の第10回建築審査会会議にて審議することとした。

7 閉会

京都市建築審査会

会長 巽和夫